米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年11月26日

米 原 市 長 角 田 航 也

1 委託業務の内容

- (1)業務名 米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務
- (2)業務内容 米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務仕様書のとおり
- (3)業務場所 滋賀県米原市米原地先

「米原市本庁舎」

- (4) 使用形態 米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務事業者(以下「事業者」という。)は、機器の設置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。
- (5)使用期間 令和8年4月30日から令和13年3月31日まで
- (7) 使用料 参考年額88,000円 (4か所 2㎡で試算)
- (8) 広告放映料 広告料の一部を広告放映料として市に納付すること。(金額は提案による。)

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとするもの)は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の要件に該当する者でないこと。
 - ①会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ②民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤銀行取引停止処分がなされている者
- (3) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の要件のいずれにも該当する者でないこと。 ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あ

- るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥前記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用 するなどしている者
- (4) 国税・県税・市税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (5) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置に該当しないこと。
- (6) 過去3年以内の事業について、他の自治体において本業務と同種の広告付きデジタイル サイネージ設置を有していること。

3 実施要領の交付

本件公募型プロポーザルの実施要領は、米原市公式ウェブサイトに掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

- (1) 交付期間および時間 令和7年11月26日(水)から令和8年1月8日(木)までの日 (米原市の休日を定める条例(平成17年米原市条例第2号)に規 定する休日を除く。)の執務時間内とする。
- (2) 交付場所 7の担当部局とする。
- 4 参加申込書および企画提案書等の提出方法
 - (1) 応募提案書等の提出
 - ア 提出期間 令和7年11月26日(水)から令和8年1月8日(木)午後4時45分まで イ 提出場所 米原市総務部契約管財課
 - ウ 受付時間 土、日曜日および休日を除く執務時間内
 - エ 提出方法 窓口持参または郵送(必着)
- 5 参加申込書および企画提案書の審査等
 - (1) 米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務プロポーザル受託候補者選定委員会 において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務に おける最優秀提案者を選定するものとする。

6 その他

- (1) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 本プロポーザル実施に当たり、知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、また第三者に提供しません。
- (5) 書類の作成、提出およびその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)の規定に基づく情報公開請求があっ

た場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

- (7) 提案後に仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (8) 契約締結後において、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

7 担当部局

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

米原市役所(本庁舎) 総務部契約管財課

TEL 0749-53-5166

FAX 0749-53-5148

メールアドレス kanzai@city.maibara.lg.jp